

子供は、地域の宝

子育てを応援します

保育課 ☎224・5827

核家族化が進み、近所間の付き合いが希薄になってきている近年。女性の社会進出と共に、保育所など子育てサービスの需要は高まっていますが、十分に対応できていないのが現状です。特に、突然の冠婚葬祭や残業などで「ちょっと子供を預かって欲しい」時は大変！子供を持つ親にとって、大きな悩みではないでしょうか。市では、このような状況に対応するため、地域のコミュニティ能力を活かした「ファミリー・サポート・センター」事業を行っています。

対象は、生後3か月から小学校までの児童を持つ、市内在住または在勤の方。子供の一時預かりや保育施設への送迎などを、身近な地域の方の支援で行います。利用には事前の登録が必要です。

また、市内在住の20歳からおおむね65歳までで、子育てのお手伝いをしてくれる方の登録もお待ちしております。

☎225・3828にお尋ねください。利用方法について詳しくは、ファミリー・サポート・センター



耐震に関する取り組み

建築指導課 ☎224・5974

市では、昭和56年以前に建てられた建築物を対象として、次の取り組みを行っています。

■無料簡易耐震診断

木造二階建て以下の住宅などを対象に、パソコンソフトを利用した無料の簡易耐震診断を行っています。診断を希望する方は、建築確認関係

の図書または各階の平面図を用意して、建築指導課（本庁舎五階）までご連絡ください。診断結果は、後日お知らせします。

■耐震診断・耐震改修補助金

民間建築士などが行う、有料の一般耐震診断・耐震改修工事の費用に対する補助金の交付を行います。対象は、木造二階建て以下の住宅、木造以外の分譲マンション、その他の特定建築物などです。

アスベスト調査に補助

建築指導課 ☎224・5974

市では、建築物に吹きつけられているアスベストの飛散による健康被害を予防し、生活環境の保全を図る

ため、アスベスト含有調査に対する費用の補助を開始しました。事前の申請が必要です。申請方法については詳しくは、建築指導課（本庁舎五階）にお尋ねください。

対象：建築基準法に違反していない市内の建築物

補助額：含有調査に係る費用全額

（二建築物につき上限二十五万円）

*補助額が予算額に達した時点で終了します。

大切にしたい人権

人権推進課 ☎224・5579

6月1日は、人権擁護委員の日

人権擁護委員の日は、昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されたことにちなみ、制定されました。

人権は、私たちが守らなければならない大切な権利。人権擁護委員は法務大臣の委嘱を受け、日常生活において、私たちの人権が損なわれることのないように活動しています。

困り事や心配事、人権侵害などで悩んでいる方は、人権相談をご利用ください。相談は無料です。個人の秘密は厳守されます。相談については、さいたま地方務局川越支局 ☎243・3824または、この広報川越に折り込みの「市民相談案内 保存版」をご覧ください。

子ども手当現況届の提出

子育て支援課 ☎224-5821

子ども手当の該当者で、現況届の提出が必要な方には、6月上旬に必要書類を発送する予定です。

昨年度まで児童手当の受給者で、次のいずれかに該当する場合は、現況届の提出が必要です。

●子ども手当の開始に伴う手続きが

不要だった方

●4月以降に支給対象となる子の増減があった方

●その他受給資格の確認が必要な方

水道メーターの交換

給水課 ☎223-3071

水道の使用量を量る水道メーターは、八年に一度交換することになっています。該当する家庭には、5月

障害者就労支援センターが移転

障害者就労支援センター ☎227-5335 ☎227-5345
(5月29日(土)までは ☎232-9950)
石原町2丁目33-1(計量検査所1階に併設)



6月1日(火)から、同センターは上記に移転します。障害のある方とその家族などに対して、就労に関する相談・助言を行っています。また、障害のある方が働くことのできる事業の開拓や、就労後の支援などを行っています。なお、5月31日(月)は、移転作業のため休業します。

から来年1月にかけて、ハガキなどでお知らせ後、交換に伺います。交換は、腕章と身分証明書を持った、市指定給水装置工事業者・メーター製造会社社員が行います。

*メーター交換時に、浄水器などを販売したり、費用の支払いを求めたりすることはありません。

西口周辺地区基本構想策定

都市計画課 ☎224-5945

川越駅西口周辺地区の整備推進を図るための「川越駅西口周辺地区基本構想」を策定しました。社会経済情勢の変化や関連する上位計画などを踏まえ、当該地区における都市基盤整備や、公有地などを活用した拠点形成のあり方をまとめたものになっています。

同構想は6月1日(火)から都市計画課(本庁舎5階)・市ホームページで見ることができます。

「川越駅西口周辺地区基本構想」に対する意見募集の結果

同構想を策定するにあたり意見を募集したところ、六十七件の貴重な意見をいただきました。ご協力ありがとうございました。いただいた意見に対する市の考え方は、6月1日から市ホームページで見ることができます。

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

- 6月は環境月間、6月～9月は「エコ・カジュアルマンス」 環境政策課 ☎224-5866
市では、冷房などによりエネルギー使用量が増える6月から9月までを「エコ・カジュアルマンス(節電推進月間)」とし、省エネルギーに努めています。期間中は室温を28℃程度に調整し、職員は原則ノーネクタイなどの軽装で勤務します。市民の皆さんのご理解をお願いします。また、家庭や職場の冷房温度を高め設定し、省エネルギーにご協力ください。
- 6月14日(月)～18日(金)、市税(国保税含む)の収納窓口の延長 収税課収税第一担当 ☎224-5691
午後7時まで、収税課(本庁舎2階)の窓口を延長します。市税(国民健康保険税含む)の納付・納税相談などにご利用ください。
- 「川越市DV防止及び被害者支援に関する計画」を策定 男女共同参画課 ☎224-5723
同計画は、男女共同参画課(本庁舎3階)・女性会館・女性活動支援のひろば・市ホームページで見ることができます。
- 訂正 健康づくり支援課健康づくり支援担当 ☎229-4121
広報川越No1222・8ページ、けんこういんぷお「煙のない地域を目指しましょう」、本文終わりから2行目。誤＝禁煙治療には、保険が適用されます。 正＝禁煙治療には、保険が適用されるものもあります。